

No. 8 (2019年2月28日)

2月15日付けにて公開された給与明細で、みなさまのお財布はだいぶあたたまったことでしょうか。これは、組合が大学当局と交渉した結果、手当等が回復し、4月に遡及して10ヶ月分の手当が支給された成果です(UP7表1:正10ヶ月,誤:9ヶ月)。当たり前には支給されたものではないこと、埼玉で働く教職員のために、時間を作って大学当局と交渉を行っている教職員がいることを知って下さい。教職員みなで研究教育および労働環境を改善していきましょう。組合への加入をお待ちしています。執行委員になったら負担なので組合には入りたくないな・・・と考える教職員が多くいることはお伺いしています。そのため、参加しやすい組合作りも提案していきます。今回は、執行委員の責は負わない「カンパ会員」(心と財布で組合を応援)をご紹介します。カンパ会員は、任意の月額を給料から天引きする形で(社会人の良識の範囲で)、組合活動を支援します。「組合が頑張ってくれている。組合の努力には感謝している」と思いつつもどかしかった教職員のみなさま!カンパ会員になって研究教育および労働環境の改善活動をサポートしてみませんか?もっと働きやすく魅力あふれる埼玉を一緒に作りましょう!!

第三回労使懇談会(1) 年次有給休暇の時季指定義務



働き方改革関連法成立に伴い、2019年4月から事業者(埼玉)は「有給が10日以上付与される労働者(教職員)」に5日必ず有給を取らせる義務が生じます(右:厚生労働省)。対象となる労働者に有給の指定を行わなかった場合、一人あたり30万円以下の罰金が課されます。

表 労働時間法制の見直し (mhlw.go.jp/content/000474499.pdf)

①	残業時間の上限を規制します
②	「勤務間インターバル」制度の導入を促します
③	1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます
④	月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます(25%→50%) ▶ 中小企業で働く人にも適用(大企業は平成22年度～)
⑤	労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます ▶ 働く人の健康管理を徹底 ▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象
⑥	「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します ▶ 労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を延長(1か月→3か月) ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
⑦	専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェSSIONAL制度」を新設し、選択できるようにします ▶ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化(罰則つき) ▶ 対象を限定(一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象)

本学では、お盆期の特別休暇を上記の有給計画的付与とし、そのほか1月1日から12月31日の間に特別休暇7日(new)を新設する方針です(2019年は4月1日から12月31日)。

本件は常勤教職員、非常勤教職員の双方に適用されます。非常勤教職員のうち、期間雇用教職員・パート教職員では、特別休暇日数が異なりますが、不利な扱いはありません。

例: 現行の特別休暇7日=8月13日を起算日とする連続4日+夏季休暇(7~9月)3日。

変更後の特別休暇(仮称, リフレッシュ休暇)7日=1月1日から12月31日に7日。過半数代表を通じて意見集約がなされています。

第三回労使懇談会(2) 労働時間の状況等の把握義務化

従来、裁量労働制の教職員は、勤務状況等申告書を月末に提出していました。ただし部局によっては、必ずしも提出率は高くないのが現状でした。働き方改革関連法成立に伴い、労働衛生の視点から事業者(埼玉)は教職員の労働時間を把握することが義務付けられました。

本学では、勤務状況等申告書（出勤時間、休憩等、退勤時間、勤務時間、年次休暇、その他の休暇を記入）の提出を強化し、提出なき場合は催促を行う方針です。他大学では、オンラインの出勤管理システムを導入するなど、煩雑かつお金の掛かる方法を計画しているところもあります。本学では従来のエクセルベースの方法をとります。組合は入力が簡便で手間の少ないフォーマットの作成を当局に依頼しています。

第三回労使懇談会（3）その他規則等の一部改正

前述の2点に加え、休憩時間、休日労働、原則として深夜に業務を命じない等、労使協定書の修正が提案されました。また、残業時間の上限が100時間から80時間になります。

労使懇談会における当局の提案は、教職員の労働時間を管理することが目的ではなく、教職員の健康を考
えて労働環境を改善することが目的です。

第76回定期大会報告 1月31日に定期大会・懇談会を行いました。2018年度活動報告の抜粋を紹介します。詳細は過去のUNION PRESSをご覧ください。

1. 退職手当引き下げの代償措置を含めて、地域手当0.3%遡及支給
2. 勤勉手当増額0.02月、若手昇給実現
3. 非常勤教職員（有期労働契約者）雇止め撤廃、無期労働契約への転換可能となる
4. 非常勤教職員（有期労働契約者）にとって不利益とならない勤務評定の一部改正
5. 地域手当15%（0.5%増）、勤勉手当1.85月（0.21月増）の完全回復
6. 執行委員・代議員選挙の簡略化
7. 役員任期の変更（1月末から3月末に変更、2019年度執行委員4月から2020年3月末）
8. 総会資料簡略化

組合は大学当局と対立するのではなく「対話」を重ねることにより、埼玉大で働く全教職員の労働条件改善を目的として、1-5の活動を行いました。他方、6-8は組合・執行委員の活動の負担軽減を目的として行いました。総会では、6および7（特に）の変更の周知時間が短く議論の場もなかったため、今後は時間的なゆとりをもって活動するむねご指摘頂きました。反省点として次年度に引き継ぎます。

2019年度新執行委員は選出されておりますが、2019年度UNION PRESS1号「新執行委員からのあいさつ」にてご紹介させていただきます。2019年度新執行委員は雇用・労働条件の適正化、講演会勉強会・UNION PRESSを通じた情報提供などの活動を中心に取り組んでいく予定です。



↑
Union Pressの
バックナンバー

退職者を送る会のご案内

埼玉大学教職員の労働環境改善のために、長きに渡って当組合を支えて下さった、教育学部坂西友秀先生、理工学研究科内山豊美先生のご退職に際し、ささやかではありますが、送る会を企画させて頂きました。両氏は35年を超えて埼玉大学に教育研究活動に従事され、当組合にも多大な貢献をされました。部局・組合の垣根を超えた多くのみなさまのご参加をお待ち申し上げます。（申込締め切り：3月11日）



❁月日時：3月15日（金）18時開始 ❁場 所：四季のそば膳 えの本（桜区上大久保189-1）

❁会 費：組合員2000円、非組合員3500円、当日飛び入りは実費 副委員長 上野茂昭

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保255
E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: http://kumiai.client.jp
TEL/FAX: 048-853-5609 内線: 3160
組合事務室は第2生協1F 開室時間: 月火水木 12時~17時

